

【コメント】

サシエ報告をめぐって

西川 洋一

東京大学

サシエ教授の報告が行われたセッションには、「封建制と官僚制度」という題名が附されている。「封建制」という概念は、日本でも西洋の学界でも多義的だが、それがこのような対概念の中で用いられる際には、どうしても古典的な法制史学における、レーエン制を中核とした概念を想起させられることになる。日本でも、そのような西洋の古典的法制史学の影響のもとで、中田薫は、極端に物権化した方向で理解された「封建制」と、公権力の委任連関関係という視角から中世日本の法的構造を把握しようとした¹。また、元來法制史学から出発したのみならず、その社会学的概念形成の点でも、19世紀ドイツ中世法制史学・国制史学の成果に大きく依拠していたマックス・ヴェーバーにおいても、この対概念の影響は顕著である。そしてこのヴェーバーという媒介を経て、それはまた別な形で日本の歴史学に対しても影響を与えることになる²。

これに対してサシエ教授の報告は、まずもって、*royal entourage*、すなわち、王権を中心とした、多様で、しかもその範囲や構成が変化する有力者たちの集団および、その集団と王との間のインタラクティブな関係に焦点を合わせることによって、より社会学的な視角から、中世王権の発展を捉えることに重点を置いたものである。これは、プロソポグラフィカルな研究によって、王権、あるいは（中世においてこの概念を用いる限りで）「国家」という政治社会を現実構成していた人間たちとその関係を具体的に把握することに立脚した研究方向に則したものである。このような研究方法は、まず古代史学においてその有効性が実証された後、史料の存在形態のゆえにその利用がより困難な中世史学においても採用され、洗練を加えられてきたものである。この報告の基本的な視座の設定においても重要な役割を果たしているルマリニエ、ブルナゼルらの研究は、国王証書の副署人（その身分や地理的分布）の分析によって中世中期のフランス王権の支配の範囲やその実際の担い手とその発展を明らかにした。またドイツ中世史学界においても、伝統的な法制史・国制史学によって必ずしも用いられてこなかったものをも含む多様な史料によって、中世初期の王権と関係の深い諸貴族家門を特定し、「初期ドイツ国家」を、そのような王権と貴族集団によって構成された団体として具体的に把握する努力が進められてきた。その結果、初期のドイツ王国の国制とその発展に関するイメージは、大きく変わってきたのである³。

実際、ヨーロッパにおいては、初期中世から近世に至るまで、王権のレベル、ないしそれに準ずる高位の貴族的支配者たちの政治的決定・法的決定は、多様な構造を有した貴族集団の中で、そしてその貴族たちとともに、行われたものであり、その意味で程度の差こそあれ、「共同決定」の性格を有していたのである。

中世ヨーロッパの王権の有していたこのような構造的特質は、比較史的研究にとっても、重要な手掛かりとなる。王権の周辺にあって政治的・法的意思決定に影響を及ぼしていた者たちの社会的、地理的出自とその広がり、社会的・政治的機能、そして王に対する関係を明らかにすることによって、それぞれの王権の政治的統合機能と、それを通して当該王権の歴史的品格を把握することができるからである。もちろん、いかなる文化圏においても、君主など、中央権力の保有者が、真に単独であらゆる決定を下すということはありませんでしたであろう。しかし、さまざまな地域や文化、時代の間で、君主のentourageの構成、君主とそのentourageの間の関係に関して差異が存在していたことは明らかである。そしてその差違は、それぞれの権力、ひいてはその権力がその中に置かれている社会のあり方を反映しており、単に王と有力者たちの間の相対的な力の大小のみには帰着されえない構造的要因に基づいていたものと思われる。

まず、本報告で論じられたフランスにおける発展をヨーロッパの国制発展の中に位置づけてみると、サシエ教授が、特に後半部で重点を置かれた11世紀から13世紀初めまでという時期が、とりわけ決定的な意味を持つ時期であったことに異論の余地はない。中世初期の王権の課題は、王国の最有力貴族たちを緩やかなかたちで自らに結びつけ、それを通してかろうじて王国を統合することであった。その際、王権と有力貴族たちとの具体的な力関係に応じて、王権の命令権が前面に出ることもあれば、王と貴族たちが対等者間におけるような契約（条約）関係を取り結ぶこともあった。カール大帝の時代のカロリング王権の示す、一見集権的な性格は、同時代の貴族支配の拡散的性格のゆえに、彼らが（物質的な形をとったものを含む）王権の恩顧に強く依存していたことに裏打ちされていたものと思われる。これに対して、徐々に王国内の大貴族権力の支配が強化され、その結果として王国の支配構造の遠心化が進むと、王国をこのような形で統合することは段々と困難になる。フランスに限らず、より一般的な傾向として、王権の周囲から、とりわけ世俗の大貴族が退場し、王の周囲は、（王権による教会支配が及んでいた範囲内において）聖界の貴族及び、以前と比較して身分の低い貴族によって占められることになる。この身分の低い貴族たちのあり方は、地域によって偏差を示し、特にドイツにおいては、ミニステリアーレン（家人）と呼ばれる、元来非自由身分から出自した層が、王権の支配形成のためにきわめて重要な役割を果たすことになるが、彼らも徐々に自由身分に近づき、下級貴族の母胎となる。

しかしかかる発展は、単に王権の直接的な作用範囲の狭隘化を意味してはただけではなく、国王支配の質的变化を示すものであった。それは、12世紀以降、王の周辺が徐々に構造化され、中央権力がより制度化、客観化される過程でもあったのである。中世王権の発現形態であった「宮廷」は、中世初期においては、文字通り拡大された家政にすぎず、その構造も必ずしもはっきりした輪郭を有していなかったのに対して、12世紀以降、王権の周囲の様々な奉仕者たちの間で萌芽的な職掌の分化が始まる⁴。もとより本質的に貴族社会であった中世の宮廷において、明確な管轄を有する官職体系を想定することは適切ではない。官職が人の地位を決めるのではなく、人の社会的地位が官職の現実的意味を左右するという貴族社会の原則は、長い間維持され続ける。しかしその一方で、とりわけ西ヨーロッパの王権においては、徐々に君主

とともに裁判や重要な法的決定を行なう顧問会、更には財政や法等の実務を専門的に担当する部署が現われる。それまで君主の人身と不可分に結びついていた裁判権が、君主に代わってそれを行使する者に恒常的に委任され得るようになることも、このような関連に属すると考えて良い。

次に、比較史・比較国制史の可能性という角度から見ると、このサシエ教授のとられたアプローチは、例えば「ドイツ私法」という特殊なディシプリンの固有の法的概念世界に規定されていた中田薫の比較法史的研究⁵と比べて、より普遍性の高いものとなりうると思われる。しかし普遍性が高いだけに、西ヨーロッパ中世の王権に固有な*entourage*の要素、西ヨーロッパの王権と貴族制それ自体の歴史的に固有の要素をどこに見出すか、それをどのように概念化するかという課題が生ずることになる。この点について、詳しく論ずる余裕はないが、次のような点は、重要であろう。

まず、サシエ教授が指摘されているように、中世初期以来、教会的に色づけされた*ministerium*という概念を媒介として、王権と神との間の密接な関係が弁証されると同時に、それによって王権の貴族層による制約と国政に対する彼らの発言権が正当化されたことは、ヨーロッパにおける国王支配の発展にとって重要な意味を持ったと思われる。このようなキリスト教的・官職的王権観は、とりわけ聖界諸侯によって涵養され、担われていた。しかし中世ヨーロッパにおいて、聖界諸侯は、この点で決して世俗の貴族と本質的に異なる存在であったわけではない。聖職者によって執行され、きわめて強い宗教的色彩を帯びていた即位儀礼が、世俗諸侯をも含む貴族たちの前で実行されたことが示唆しているように、世俗貴族も、おそらくこの王権観を一定の範囲で共有していた。逆に聖界諸侯もまた、地域によって程度の差こそあるものの、世俗諸侯たちと同じ貴族層に出自し、また世俗的な支配権の維持と拡張をめざしていた限りにおいて、自ら戦士的・領主的エートスを共有していたのである。このことから、ヨーロッパにおいては、聖俗貴族が基本的に一つの集団として、王権に対する奉仕と王権の制約という機能を果たすことができたのである。

王権の有するこのような二面的性格は、時代の変化とともにその歴史的な脈を変化させつつ、しかし様々な形でヨーロッパの王権を規定し続けた。サシエ教授がその歴史的意味を強調される12世紀以降の法学的知性が、ヨーロッパの政治社会の規範的構造に対して与えた特殊な性格の問題もこれと関係する。すなわち、中世中期以降発展したローマ法学・教会法学は、一面では教皇権を含む君主権力に対して至高の権力としての性格を与えたとともに、様々な形でのような権力の法による制約、あるいは王権のまわりの様々な人々の「同意」(*consensus*)というような条件を、構造的に組み込んでいった⁶。もちろん一般的には、君主権伸張の傾向は進み、王権の制約の側面は段々と後景に退くことになるが、それでもこの側面は、しばしば危機的状況の中で前面に現われるのである⁷。

このように理解された中世の国家の中で、「封建制と官僚制」の問題が占める位置の解明は、研究の現況を前提とすると、非常に困難な課題となる。古典的な封建制概念がその史料に即して作られた西ヨーロッパ中世についてさえ、国家ないし社会の編成を、「封建制」概念を軸として理解することに対しては、批判的な見解が提出されており⁸、その批判そのものは必ずし

も全面的には受け入れられるには至っていないとはいえ、異なる社会関係にかかわる多様な史料にもとづいて一般的な「封建制」の概念を形成し、それを、中世ヨーロッパの政治的・法的な編成のあり方を説明する際に基軸に置くというような、古典的な法制史学における「封建制」に関する学説の基盤にあった作業の問題性については、ある程度の共通認識が得られていると行うことができよう。

サシエ教授も、決して中世中期における「封建制」の意味を無視するわけではない。他の二人の中世（法制）史家と共著で刊行されたフランス中世国制史の概説書の中で、サシエ教授は、「領主制的秩序から封建的秩序へ」と題された、987年から1232年までを含む部分を執筆している。その前半は「領主制の時代」(L'âge de la seigneurie)と題され、1108年までを扱う。後半の部分、「封建制の時代。王権の回帰」(L'âge feodal. Le retour de la royauté)では、封建制の確立を、王権のレベルに限定することなく、中世中期以降のノルマンディーを初めとするフランスの広範な領域におけるヒエラルヒッシュな構造の形成と関連づけて論ずるのである⁹。

その中でとくに指摘しておくべきであると思われるのは、12世紀のカペー朝の王たちが、自らの発した平和令の中で「王国の利益」(utilitas regni, commoditas regni)の概念を用いることによって王国の一体性の強化を図ったが、それは王権がレーン制的な手段によって積極的に自らの地位を強化する努力と並行していたとされることである¹⁰。このような関係は、視野をフランスの外に広げても、しばしば確認されうることであり、特に当時のヨーロッパ世界の周辺部に対して、レーン制を媒介とした影響力の行使を図っていた教皇権において顕著である。しかもそれは同時に、新しい法学的な知性が、王権のための奉仕を始める時期とも一致していた。フランスでは、ドイツに先駆けて、法律学を学んだ知識人が国王の周辺で顧問として活動するようになるが、彼らによって担われた法学の専門的学識は、直ちに王権と諸侯権力の間でのレーン制的な関係と、それによって王権に対して課された制約を克服する方向のみに働いたわけではない。それはむしろここでは、依然としてレーン制がその統合のために重要な役割を果たしていた王国の一体性を高め、その意味での王国支配の制度化、客観化に資したのである。

注

- 1 後述、註(5)を参照。
- 2 Breuer, S., *Feudalismus und "Rechtsstaat" in Westeuropa und Japan*, in: *Zur Rechtssoziologie Max Webers*, hrsg. v. Stefan Breuer/Hubert Treiber, Opladen 1984. 日本の中世史学においては、世良晃志郎によるヴェーバーの類型論の研究が、比較史的研究に対して強い影響を与えたと思われる。
- 3 このような研究の端緒は、第二次世界大戦中のゲルト・テレンバハの諸業績に見られた。この点に関する彼の代表的な研究は、*Die Entstehung des Deutschen Reiches (Deutschland um 900)*, hrsg. V. Hellmut Kämpf (Wege der Forschung Bd. 1), 2. Aufl. Darmstadt 1971に収められている。そして第二次世界大戦後、彼を中心とした研究者グループが、とりわけ祈念史料(Memorialüberlieferungen)と呼ばれる史料群に注目して精力的に研究を展開した。戦後におけるこの研究グループの特色については、Borgolte, M., *Memoria: Zwischenbilanz eines Mittelalterprojektes*, in: *Zs für Geschichtswissenschaft* 46 (1998)を参照。ちなみに、本来このシンポジウムにお見えになっただけのゲルト・アルトホフ教授も、3月11日のセッションで早川教授が述べられたように、ドイツでこのような研究を中心になって進めていたフライブルクの研究者グループ出身の方であり、当然サシエ教授との間で興味深い議論が展開されえただであろうと思うと、アルトホフ教授のご欠席はまことに残念なことであった。また、アルトホフ教授とともに、とりわけザクセン王朝の時代の国王支配のあり方について、精力的に研究を進めてきたハーゲン・ケラー教授の諸論文(Keller, H., *Ottotonische Königsherrschaft. Organisation und Legimitation königlicher Macht*, Darmstadt 2002)を、それまでの標準的なドイツ史概説の叙述(例えばFleckenstein, J. und Marie Luise Bulst, *Begründung und Aufstieg des deutschen Reiches* (Gebhardt, *Handbuch der Deutschen Geschichte*, 9. Aufl., Bd.1, Stuttgart 1970)と比較すれば、視角の変化は明らかであろう。
- 4 12世紀におけるドイツ王権の「宮廷」の構造変化について、拙稿「12世紀ドイツ王権の宮廷—その構造をめぐるいくつかの問題」(渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』東京大学出版会 2003)を参照。
- 5 この点について、拙稿 *Feudalismus und Staat — Zur Entstehung der Systematik der japanischen Rechtsgeschichte*, in: *Zeitschrift für Neuere Rechtsgeschichte* 25. Jg, Nr. 1/2, 2003参照。
- 6 拙稿「13世紀の君主立法権概念に関するノート—教皇権を素材として」(1) — (3・完)『国家学会雑誌』112巻 1999年参照。
- 7 とりわけこの点が明確に見られるのが、中世後期の公会議主義運動である。Tierney, B., *Foundations of the Conciliar Theory: The Contributions of the Medieval Canonists from Gratian to the Great Schism*, enlarged new edition, Leiden-NewYork-Köln 1998.
- 8 Reynolds, S., *Fiefs and Vassals: Medieval Evidence Reconsidered*, Oxford 1994.
- 9 Guillot, O., Rigaudière, A., Sassier, Y., *Pouvoirs et Institutions dans la France Médiévale. Tome 1: Des origines à l'époque féodale*, Paris 1994, p. 171-298.
- 10 とりわけ、Sassier, in: *Des origines à l'époque féodale*, p. 274のまとめを参照。